

大気汚染の「いま」と健康被害

大阪公害患者の会連合会

上田敏幸

●大気汚染公害の「いま」

- 1978年7月、二酸化窒素の環境基準を2～3倍に緩和してから、大阪府内102か所の測定局全局で達成したのは2009年、31年もかかった。その後も、局地汚染は依然として深刻で、大阪でも国道43号の大和田西（西淀川区）、市岡元町（大正区）、国道1号の大日（守口市）などでは、高濃度汚染が続いている。
- 中国からの越境汚染でにわかに関心を浴びるようになったPM2.5による汚染はさらに深刻で、国の環境基準を大きく上回る汚染が続いている。大気汚染公害裁判の和解で平成17年度（2005年）から測定している西淀川区（国道2号、43号）の経年変化（下表）をみても明らかである。（資料参照）
- 環境省は2009年の環境基準の公示以降、PM2.5の測定体制の整備を進めているが、測定器が設置されたのは1800余ある常時監視測定局の半分にも満たない800か所（平成24年度末）。削減目標・計画もなく有効な対策が立てられない状況が続いている。
- 大阪府のPM2.5対策は遅れており、府が管理する測定局26局中、測定体制が整ったのは平成25年度末でも20局。最低限の測定体制さえない状況が続いている。

●広がる健康被害

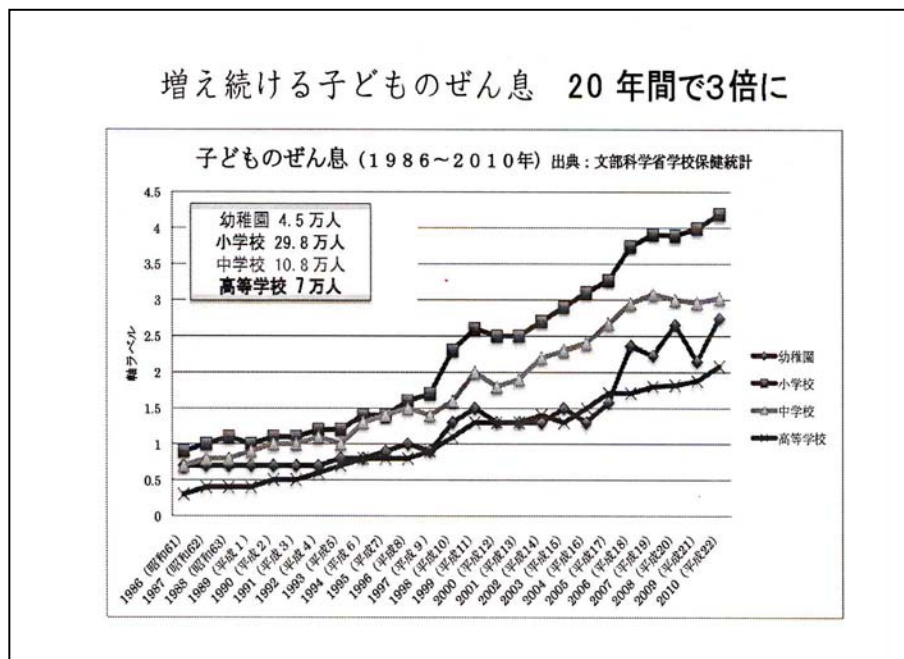
- 東京都の大気汚染にかかわる健康被害者に対する医療費助成のに関する条例（2009年8月実施）で救済されているぜん息患者は2013年11月で77,000人（18歳以上）となっている。18歳以下も加えると10万人を超える被害者が医療費無料施策の恩恵を受けている。

しかし東京都は2013年12月、「国・メーカーが財源を拠出しない以上、制度存続は不可能」と①2015年3月末で新規認定打ち切り②以後の給付は1割助成③経過措置として3年間は全額助成を継続、

という方針を打ち出した。

年明け早々のから、都庁前の座り込み行動など、患者たちの抗議行動が続いている。

- 学校保健統計（文部科学省）によると、1980年～2010年までの20年間で幼稚園から高校生までの子どものぜん息が3～4倍に増え、推計552万人に達している。



●やっぱりクルマが「犯人」

- 大気汚染による健康被害を明らかにするために環境省が実施した「そらプロジェクト調査」(2005年～2009年まで5年間)では、自動車排ガスの主成分=EC(元素状炭素)とNOx(窒素酸化物)の個人暴露量とぜん息発症との関連性が認められた。(学童追跡調査)また成人調査でも、非喫煙者ではぜん息を発症する危険性が非常に高いことが判明した。

●大気汚染に発がん性

- 世界保健機構(WHO)の国際がん研究機関(IARC)は、大気汚染そのものに発がん性があるとする見解を発表。「汚れた空気に触れると肺がんになる」とするのに「十分な科学的根拠がある」と判断、発がん性分類で一番危険な分類(グループ1:アスベストやたばこと同じ)に位置づけた。また、PM2.5にも発がん性があると認定した。

■大気汚染データ(20140125環境公害データ資料)

大阪市内自動車排ガス測定局

二酸化窒素の測定結果(日平均値の年間98%値)

(単位:ppm)

測定局	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
出来島小学校	0.076 (53)	0.064 (11)	0.063 (12)	0.059 (6)	0.064 (13)	0.056 (2)	0.056 (1)	0.056 (4)	0.055 (4)	0.051 (0)	0.053 (0)	◆
梅田新道	0.068 (29)	0.068 (23)	0.063 (14)	0.053 (0)	0.060 (7)	0.056 (3)	0.050 (0)	0.052 (3)	0.050 (0)	0.048 (0)	0.050 (0)	◆
北粉浜小学校	0.059 (6)	0.057 (4)	0.055 (3)	0.054 (1)	0.057 (6)	0.055 (1)	0.049 (0)	0.055 (2)	0.051 (1)	0.047 (0)	0.049 (0)	◆
杭全町交差点	0.063 (17)	0.060 (7)	0.059 (5)	0.062 (11)	0.062 (9)	0.055 (3)	0.051 (1)	0.057 (5)	0.050 (1)	0.052 (1)	0.053 (1)	◆
新森小路小学校	0.068 (28)	0.064 (16)	0.064 (16)	0.061 (11)	0.064 (16)	0.061 (8)	0.054 (0)	0.055 (5)	0.050 (1)	0.046 (0)	0.047 (0)	◆
海老江西小学校	0.058 (3)	0.057 (2)	0.053 (0)	0.049 (0)	0.055 (2)	0.051 (1)	0.048 (0)	0.046 (0)	0.048 (2)	0.044 (0)	0.046 (0)	◆
今里交差点	0.073 (41)	0.071 (30)	0.067 (27)	0.066 (17)	0.066 (21)	0.063 (12)	0.059 (4)	0.063 (9)	0.055 (4)	0.053 (0)	0.055 (0)	◆
上新庄交差点	0.061 (8)	0.054 (3)	0.055 (2)	0.053 (0)	0.056 (2)	0.053 (0)	0.049 (0)	0.051 (3)	0.049 (1)	0.045 (0)	0.047 (0)	◆
住之江交差点	0.063 (12)	0.061 (9)	0.062 (9)	0.060 (6)	0.060 (7)	0.056 (4)	0.057 (1)	0.061 (9)	0.054 (1)	0.050 (0)	0.055 (0)	◆
茨田中学校	0.067 (18)	0.060 (7)	0.059 (4)	0.055 (3)	0.057 (4)	0.055 (3)	0.054 (0)	0.055 (4)	0.050 (1)	0.047 (0)	0.048 (0)	◆
我孫子中学校	0.057 (2)	0.050 (1)	0.050 (0)	0.050 (0)	0.050 (0)	0.043 (0)	0.047 (0)	0.048 (1)	0.048 (1)	0.045 (0)	0.043 (0)	○

注) は、環境保全目標未達成。()内は、日平均値が0.06ppmを超えた日数。

注) 昨年度の比較: ◆は悪化、=は変化なし、○は改善

環境基準では、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」となっています。

※浮遊粒子状物質（ディーゼル排ガスなどに含まれる）の場合は？

大阪市内自動車排ガス測定局 浮遊粒子状物質の測定結果（日平均値の2%除外値(mg/m³)

測定局	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	環境基準の評価(長期)
出来島小学校	0.100	0.076	0.063	0.074	0.066	0.078	0.055	0.046	0.059	0.052	0.050	○
梅田新道	0.093	0.080	0.071	0.073	0.072	0.083	0.066	0.065	0.076	0.059	0.059	○
北粉浜小学校	0.101	0.077	0.072	0.081	0.076	0.084	0.066	0.062	0.074	0.064	0.063	○
杭全町交差点	0.093	0.073	0.070	0.079	0.064	0.068	0.058	0.049	0.056	0.055	0.054	○
新森小路小学校	0.101	0.088	0.085	0.086	0.095	0.085	0.056	0.051	0.063	0.045	0.055	○
海老江西小学校	0.086	0.061	0.058	0.064	0.062	0.070	0.049	0.048	0.059	0.046	0.054	○
今里交差点	0.107	0.087	0.080	0.077	0.079	0.081	0.067	0.064	0.075	0.070	0.075	○
茨田中学校	—	0.079	0.076	0.075	0.077	0.077	0.060	0.054	0.061	0.048	0.051	○
我孫子中学校	—	—	0.070	0.075	0.071	0.077	0.064	0.057	0.065	0.063	0.062	○

環境基準（長期的評価）では「1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと」となっています

西淀川区におけるPM2.5測定結果

		年平均値 (μg/m ³)								24時間値 (μg/m ³ 、2%除外値)								調査実施主体
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
①	大和田西交差点 (国道43号)	28.7	26.7	25.1	23.1	21.4	21.8	21.1	22.7	56.0	57.2	58.8	46.4	44.3	53.6	45.8	49.0	国土交通省
②	歌島橋交差点 (国道2号)	—	—	29.6	26.0	24.9	27.1	21.5	21.6	—	—	67.9	48.1	47.9	62.1	44.3	48.0	
③	新佃公園前 (国道2号) ※3	26.1	25.6	23.5	20.7	20.9	21.2	21.2	23.7	56.7	58.0	65.5	43.1	43.9	49.8	41.7	52.4	
④	出来島小学校 (国道43号)	23.8	22.5	20.4	19.1	17.6	16.3	18.4	17.3	48.9	50.2	49.8	38.5	39.7	40.4	41.3	40.6	大阪市
基準	日本(環境基準)※1	15								35								—
	米国(環境基準)※2	15								35								—
	WHO(ガイドライン)	10								25								—

※注)

- 1) 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日 環告33）
 - ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値。
- 2) アメリカの環境保護庁（EPA）による第3次改定（2006年9月）環境基準値。
 - ・年平均値：年間の算術平均の3年平均値を超えないこと
 - ・24時間値：24時間値の年間98パーセントタイル値の3年平均値を超えないこと
- 3) 新佃公園前は2013年3月19日14時より、環境省測定マニュアル（第6版）に則って測定されている。